

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

機構職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1:地域を限定して働くことを希望する職員に対して、地域限定制度の周知及び活用

<対策>

- 令和7年4月～ 地域を限定して働くことを希望する職員の状況を随時把握する
- 令和7年4月～ 令和4年6月より当該制度を導入しているが、社内研修、社内メール等を利用し、制度の周知を行う。

目標2:管理職に占める女性労働者の割合を30パーセントまで増やす

<対策>

- 令和7年4月～ すでに運用中の新人事評価制度について時代に即した見直しを行い、運用を行う
- 令和7年4月～ ワークライフバランスの向上を通じた女性の積極的登用と、就業継続促進のための地域限定勤務制度の利用促進。

目標3:年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 毎年2月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 毎年4月～ 年数回開催する全国支局長等会議を活用し、計画的な取得に向けて管理職を対象とした研修を実施する
- 毎年6月～ 定期的に有給休暇の取得を確認し、取得促進を図る